

○広島国際大学教育ローン金利助成奨学金規定

2009年3月24日

学園1154

改正 2021年3月30日

(目的)

第1条 この規定は、広島国際大学(以下「本大学」という)に教育ローン金利助成奨学金制度を設け、授業料等納入のため、本大学の指定金融機関の教育ローンにより借入れをした学生へ、金利の一部を援助することにより学費支弁者の経済的負担の軽減を図り、学業成就を助成することを目的とする。

(資格)

第2条 奨学金を受けることのできる者は、本大学学生で、経済的理由により就学困難と認められる者でなければならない。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する者を除く。

イ 他の学内奨学金の奨学生

ロ 学費減免を受けている者

(奨学金の額および給付方法)

第3条 奨学金の年額は、当該年度に支払った金利のうち、当該年度の授業料に教育充実費を加えた額の3%を上限として奨学金を給付する。

2 奨学金の給付は、年1回とする。

(給付人数)

第4条 奨学金の給付人数は、学長が決定する。

(期間)

第5条 奨学金を給付する期間は、当該年度限りとする。ただし、翌年度も継続して奨学金を希望することができる。

2 継続して奨学金を希望する者は、改めて第6条に定める申請手続を行わなければならない。

3 休学期間および修業年限を超えて給付しない。

(申請手続)

第6条 奨学金を希望する者は、所定の申請書に教育・学生支援機構が指定する証明書類等を添えて、提出しなければならない。

2 申請時期は、教育・学生支援機構がその都度定める。

(選考)

第7条 前条の申請者の選考は、教育ローン金利助成奨学金選考基準により行い、学部の学生については学生委員会、専攻科の学生については専攻科委員会、大学院の学生については研究科委員会(専門職学位課程においては専門職学位課程委員会)および大学・大学院運営会議の議を経て、学長が行う。

(給付の停止)

第8条 奨学金を受けている者が、つぎの各号のいずれかに該当するときは、学長が奨学金の給付を停止する。

イ 休学、退学または除籍となったとき

ロ 広島国際大学学生海外留学規定に基づき留学したとき

ハ 性行が不良となったとき

ニ 懲戒処分を受けたとき

ホ 奨学金を給付することが適当でないと学長が判断したとき

(指定金融機関等)

第9条 本大学の指定金融機関および当該金融機関の教育ローンの内容については、別に定める。

(規定の改廃)

第10条 この規定の改廃は、大学・大学院運営会議の意見を聴き、学長の承認を得て、理事長が行う。

付 則

1 この規定は、2009年4月1日から施行する。

2 この改正規定は、2021年4月1日から施行する。

3 2016年度以前の入学者の奨学金の額は、なお従前の例による。